

枚方市の屋外広告物のルールが変わります

1. 安全点検に関する事項の変更（令和4年10月1日から）

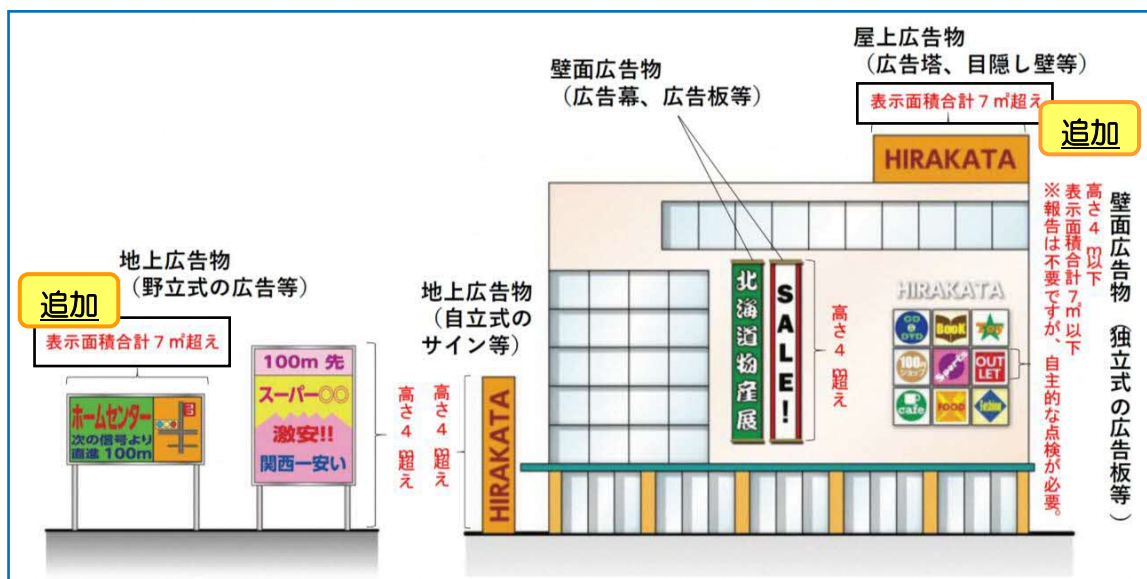
近年、全国的に老朽化などによる屋外広告物の事故が発生していることから、屋外広告物の安全性の確保がこれまで以上に求められています。枚方市では、屋外広告物の一層の安全性の向上を図るため、安全点検に関する事項を変更します。

①安全点検を行う者の資格要件

新たに「**屋外広告物点検技能講習修了者**」を追加します。

②有資格者による安全点検対象となる広告物等の規模要件

安全点検の結果報告が必要となる屋外広告物の規模の要件（現在は、屋外広告物の高さが4mを超えるもの）に、「**表示面積が7㎡を超えるもの**」を追加します。（映像や塗料により直接壁面等に表示されるものは除きます。）



③安全点検結果報告内容

「屋外広告物安全点検結果報告書」の点検項目を8項目から**17項目に細分化**します。（様式は枚方市HPを参照してください。）

また、点検状況を示した**写真の提出**が必要となります。

④既存の屋外広告物の報告義務

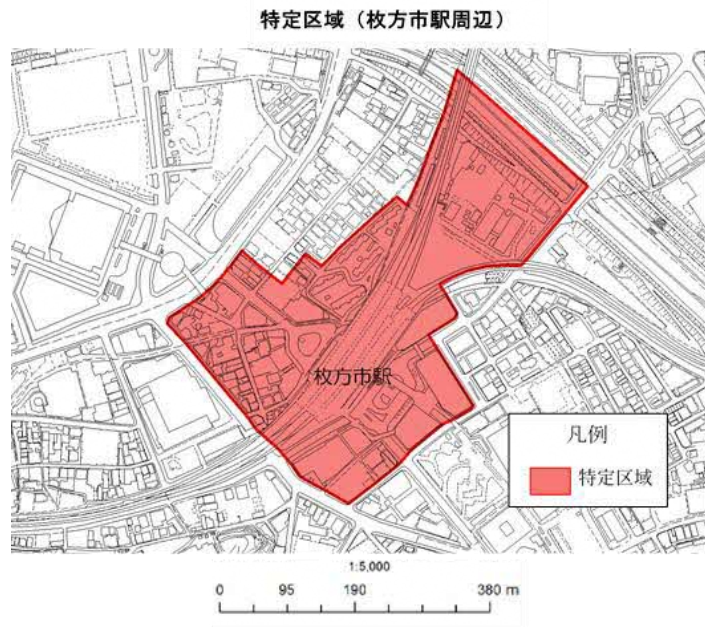
安全点検の対象（②の要件）となる屋外広告物の設置後に、許可申請があった場合は、「屋外広告物安全点検結果報告書」及び点検状況を示した写真が必要となります。

2. 特定区域に関する事項の変更（令和4年4月27日から）

枚方市駅周辺の再開発に伴い、より良好な景観形成の促進のため特定区域に関する事項を変更します。

①区域の拡大

＜変更後の特定区域＞



②基準の変更

高さ 15m を超える屋上広告物の設置を不可とする基準に、**表示面積 7㎡を超える非自家用広告物**の設置を不可とする基準がかかります。（※令和4年4月27日時点で設置されている広告物には適用されません。）

＜変更前＞

区分	掲出位置
屋上広告物	地上から最上端までの距離は 15メートル以内

＜変更後＞

区分		面積	掲出位置
屋上広告物	自家用 広告物		地上から最上端までの距離は 15メートル以内 ただし、鉄道駅等の名称等については、既存の広告物の最上端より上部には設置しないこと。
	非自家用 広告物	7㎡以内	地上から最上端までの距離は 15メートル以内
屋上広告物以外（非自家用 広告物）		7㎡以内	

お問い合わせ先

枚方市 都市整備部 住宅まちづくり課

TEL : 072-841-1478 (直通) FAX : 072-841-5101

MAIL : jumachi@city.hirakata.osaka.jp

HP : [枚方市 屋外広告物 検索](#)